

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の市規則で定める交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると市長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この条において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>市規則で定める職員の区分及び4万5,600円を超えない範囲内</u>で自転車等の片道の使用距離の区分に応じて<u>市規則で定める額</u>（第18条の6第1項の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の市規則で定める交通の用具（以下この条及び別表第9において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると市長が認める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下この条において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>別表第9に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額</u>（第18条の6第1項の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>

(3) 略

3～7 略

(3) 略

3～7 略

別表第9 (第18条の4関係)

<u>職員の区分</u>	<u>1 2以外の職員</u>	<u>2 身体に障がい を有する職員 で通勤が困難 であるもの として市規則 で定めるもの</u>
<u>自転車等の片道の 使用距離の区分</u>		
<u>5キロメートル未満</u>	<u>2,600円</u>	<u>4,500円</u>
<u>5キロメートル以上10キ ロメートル未満</u>	<u>3,000円</u>	<u>6,200円</u>
<u>10キロメートル以上15 キロメートル未満</u>	<u>5,000円</u>	<u>9,600円</u>
<u>15キロメートル以上20 キロメートル未満</u>	<u>7,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>20キロメートル以上25 キロメートル未満</u>	<u>9,000円</u>	<u>16,400円</u>
<u>25キロメートル以上30 キロメートル未満</u>	<u>11,000円</u>	<u>19,800円</u>
<u>30キロメートル以上35 キロメートル未満</u>	<u>11,000円</u>	<u>23,200円</u>
<u>35キロメートル以上40</u>	<u>13,000円</u>	<u>26,600円</u>

	キロメートル未満		
	<u>40キロメートル以上45 キロメートル未満</u>	<u>13,000円</u>	<u>30,000円</u>
	<u>45キロメートル以上50 キロメートル未満</u>	<u>14,000円</u>	<u>31,800円</u>
	<u>50キロメートル以上55 キロメートル未満</u>	<u>14,000円</u>	<u>33,600円</u>
	<u>55キロメートル以上60 キロメートル未満</u>	<u>15,000円</u>	<u>35,400円</u>
	<u>60キロメートル以上</u>	<u>15,000円</u>	<u>37,200円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。